

會 議 錄

会議の名称	令和５年度　第１回協働推進懇話会
開催日時	令和５年１０月２６日（木）　１０：００～１２：００
開催場所	和光市役所６階　６０３会議室
出席者	《委員》　　　　　　　◎会長　○副会長 ■学識経験者 ◎杉崎　和久　（法政大学法学部政治学科 大学院公共政策研究科　教授） ■市民団体を代表する者 ○森田　圭子　（NPO 法人わこう子育てネットワーク　代表理事） ■公共的団体を代表する者 富岡　俊宏　（和光市商工会） 塚本　拓 （和光市社会福祉協議会） ■和光市協働推進ワーキング 田中　歌音　（和光市企画人権課） 《事務局》 市民活動推進課長　高橋 市民活動推進課　　田口、橘
欠席者	■市民団体を代表する者 山川　由美子（NPO 法人みんなで元気　代表理事） ■公共的団体を代表する者 加山　秀夫　（和光市自治会連合会） ■和光市協働推進庁内調整委員会 斉藤　寛子　（和光市企画人権課）

次 第	1 開会 2 委嘱式・任命式 2 会長及び副会長の選出 3 自己紹介 4 協働推進について 5 協働指針改定について 6 協働指針概要版について 7 その他 8 閉会
会 議 資 料	1 次第 2 令和5年度和光市協働推進懇話会委員 3 和光市の協働推進に係る調査研究報告書 4 協働指針改定案 5 庁内意見一覧 6 協働指針概要版（案）
傍 聴 者	0 名

会議 内容
《1 開会》 □市民活動推進課 高橋課長より開会挨拶 (高橋課長) 昨年度からの協働指針の改定では、委員の皆様のご協力のもと市民活動団体や市民の皆様意見を反映しながら改定が進められていると聞いている。市としては、刻々と変化する地域課題やニーズに対応し応えられるよう、市民活動支援の在り方や協働の進め方を皆様とともに考え、推進していきたいと考えている。皆様においては、広く地域活動を展開している市民や市民活動団体の皆様のためにも、今後のより良い地域活動や協働事業の実施に繋がるよう忌憚のないご意見を頂戴したい。 《2 委嘱式・任命式》 (事務局) 委員の皆さまの任期は和光市協働推進懇話会設置要綱第4条の規定に基づき、本日から令和6年3月末日までとなっている。 《3 会長・副会長選出》 (事務局) 和光市協働推進懇話会設置要綱第5条規定により会長及び副会長の選出を行う。会長は委員の互選により、副会長は委員の中から会長の指名により選出する。会長の互選にあたり、昨年度から継続した内容であるため、引き続き杉崎委員にお願いしたいがいかか。 (一同) 異議なし。 (事務局) 一同異議なしと認め、杉崎委員を会長に選出する。副会長の指名は和光市協働推進懇話会設置要綱第5条に基づき、会長より指名をお願いしたい。 (杉崎会長) 昨年度に続き、森田委員にお願いしようと思うが、みなさんいかがか。 (一同) 異議なし。

《4 協働推進について》

(事務局)

昨年度は協働指針改定に向け、市民活動団体及び個人に対し市民活動実態調査を行った。交流スペース活用案も皆様に話し合っていたいただいた。報告書としては、経過報告として市長へ報告済みである。

次に、今年度事業の進捗状況について、市民活動のまつりである、「みんなのわこらぼまつり」を5月28日(日)に開催した。このまつりは、『協働』がテーマで、市民等24名で組織された実行委員会がまつり全体をプロデュースし、ステージパフォーマンス、シールラリーやフォトスポット、各市民活動団体の出店など、会場全体を巻き込むアイデアを出し合い、当日は述べ5,000名に来場いただいた。来年度は令和6年5月25日(土)に市民広場にて開催予定である。年明けの1月頃から、来年度のわこらぼまつり実行委員の募集を募る予定であるため、皆様にも参画いただきたい。

(杉崎会長)

報告書について、もう報告済のことだが、今事務局から報告いただいたようにそれぞれ何人参加していたかや、アンケートの結果等、あるものはなるべく付けたほうが次につながるため、資料として提出したら良かった。

《5 協働指針改定について》

(事務局)

昨年度に皆様と協働指針改定作業を行い、改定案が仕上がったため、協働指針改定案に対する意見募集を今年度の9月15日から10月18日に実施した。過去の協働指針改定においてはパブリックコメントを実施してきたが、今回の改正においては、施策の進捗状況に合わせた変更や、反響の大きかった協働事業提案制度をピックアップし、コラムとして追加したことなど、協働に対する考え方や進め方を変えるものではないこと、また、協働指針の内容が職員寄りの内容であることからパブリックコメントではなく意見募集とし、意見提出があった場合は、回答を公表するなどパブリックコメント同様の手法・対応とした。

1か月にわたり意見募集を行った結果、一般募集に関しては意見がなかったが、庁内職員からいくつか意見が出た。いただいた意見については手元資料「庁内意見一覧」をご確認いただきたい。協働指針改定案には反映済である。一部意見の抜粋として、協働指針8～9ページをご覧いただきたい。昨年度の懇話会にて「協働型委託」という言葉は分かりづらいため、「委託」としてまとめて記載すれば良いのではないかという意見があり、指針案に一旦反映したところだが、職員からの意見では『過去の懇話会にて、協働型委託

という言葉にこだわった。財政課の業務委託マニュアルにも言葉が引用されており、残すべきではないか』と2名から意見をいただいた。そのため今回の案では「協働型委託」の記載を削除していたが現在元に戻している。本日の会議にて協働指針を完成させたいと考えているため、再度皆様の意見を伺いたい。

(杉崎会長)

面白い議論である。庁内職員に対し意見を募ったところ、協働指針に関わっていた職員から『「協働型委託」は協働指針作成時に思いを込め作ったため、継承したほうが良いのではないか。』というご提案があった。しかし前年度に「協働型委託」を削除する議論の際には、実態に伴わないのではないかと、という意見が委員から出ていた。協働型委託は実際にいくつ件数があって、どの程度庁内の職員に知られているのかという点でいうと、実態がないのであれば、寧ろ「協働型委託」はわかりづらいから削除した方が良いのではないかと、という議論があり、その結果言葉を削除した。しかし一方で協働指針作成に関わってきた方たちからすると、気持ちのこもっているもので、制度的にも残っているから残した方が良いということである。森田副会長はどう考えているか。

(森田副会長)

協働指針9ページ「協働の形態」に『市民と市が対等な関係で協議を行い、仕様書や役割分担書を作成し、委託により事業を実施する方法』とあるが、今までの体験でいうと、当初私たちの事業でもくれんハウスを開始したときは「協働型委託」として始まり、ホームスタート事業も、協働事業提案制度から始まったため、協働型委託として当初は役割分担書を作成していたが、一年更新で引き継がれていくうちに、協働型委託の手法としての役割分担書は消えていった。また委託契約書内には「あなた方は協働型委託の契約書ですよ」といったような、委託との見える違いはなく、契約書の中には協働型委託について何も反映されていない。ただ最初の時に役割分担書があって、それが消えていっただけである。協働型委託が通常の委託と違うことが反映されない。そこが私はあっても意味がないのではないかと考える点だった。しかし、協働型委託について、十分に知られた場合は意義のあることだと思う。協働型委託であれば、役割分担書を作成しなければいけないことなど、手続きとして決まりがあるということを委託を受ける側も委託する側も皆が知っていて、契約書にも反映していける仕組みに10年くらいならなかったということだが、市役所の職員向けの指針が浸透しなかったということに関しては何か理由があるのか。ホームスタート事業は個人情報扱う内容のため、市が責任問題になるから法的委託とした受委託関係であるが、やり取りの中で、市は団体に委託しているだけで市の事業である、というようなやり取りをした経緯がある。担当職員は協働型委託と法的委託の意味の違いを理解していなかった。背景には委託した内容には個人情報があり、何かあった時の

責任を市が負わなければならない、団体は簡単に「対等に」というがそういうものではないという市の思いがあるのではないかと職員は言語化をしていないが団体としては思った。もし協働型委託を残すのであれば契約の段階から事務手続きなどを浸透させないといけない。

(杉崎会長)

制度としてあるのだから、残しておくべきではないかという庁内からの意見がある一方で、実態がもうなくなっていくのであれば消す、というよりはそういう課題があるということが少なくとも懇話会が認識する和光市の協働の課題のひとつではないか。

(森田副会長)

もう一点付け加えて言うと、恐らく協働型委託について意見をいただいた二人のうちの1人は、ある課長だと思っているが、そこから仕事をもらう際は、手続きをきちんと進めてくれて、私たちがNPOとして生きることを自由に且つ対等にやらせてくれることがあった。市民団体側としては風通しが良く、事業しやすいことではあるため、市から意見があるのであれば、残しても良いと考える。

(塚本委員)

逆にその二人が言っているのだから、市ではちゃんとやってほしいと思う。

(杉崎会長)

制度としてあるのだから、生かせば良い。ひょっとしたらこの制度が知られていないということなのか、または協働型委託が面倒だから敢えて使っていないかのどちらなのかは不明だが、精神としては良い話である。契約書を作る前の話の進め方も大事にしているし、書類にも役割分担として対等な関係が記載されている契約の書類となっていることが大事である。制度として使われていないから消しましょうということではなく、これはこれであり、協働指針に記載するかはわからないが、懇話会としては、せっかく良い制度があるのだから、もっと提唱して使用していった方が良いのではないかとというのがこの会議としての今年度の一つの課題である。庁内に周知する役割があるということだ。

(事務局)

どの部分を協働型委託に充てるのか等実務上で言うと、市民活動推進課が管轄であるコミュニティセンター、地域センターの計9館の管理運営がこれにあたる。

(杉崎会長)

現在のコミュニティセンターの委託は協働型委託となっているとのことだが、前向きに実践している部署はある。なぜ森田副会長の委託は途中から変わってきたのか。

(森田副会長)

事業が福祉的な非常にデリケートな内容で、市は元々ネウボラに関わる事業の場合、他の様々な事業も全てにおいて委託しているため、自身の団体のみが協働型委託ということは難しく、業務内容からも、法的委託になっていくのは仕方がないと思っていた。しかし事業によって変更されていくのであれば、こういう理由だから協働型委託から委託にしましょうというようなプロセスが互いに見えたり意識することがあると良いと思う。ただそういう契約は交わしていないが、最初の協働事業提案制度のときに役割分担をした場所取りに関していうと、書類はないが引き継がれている。精神は残っているが、協働型委託は微かに香りのする程度である。

(杉崎会長)

個人情報扱うから協働型委託にしない、ということはない。制度が周知されていないような気がする。いずれにせよ制度を知ってもらうことがまずは大事ではないか。

(事務局)

庁内で周知する。併せて、どのくらい件数があるか調査する。

(杉崎会長)

財政課は協働型委託の件数を把握しているのか。

(事務局)

恐らく把握していない。基本ほとんどの委託は業者への委託がほとんどである。協働型委託で実施しているコミュニティセンターは、地域の自治会員で管理運営委員会を設置しており、全面的に施設管理をお願いしている。

(杉崎会長)

NPOや法人格に関わらず地域の市民団体や地域の人たちとの契約に限った時にどうなっているかが問題である。

(塚本委員)

契約時書面に『協働型委託とする』という文言はあるか。無いのであれば行政も地域もメンバーが代替わりしてしまうと何の契約を結んでいるかわからないのではないか。

(森田副会長)

協働型委託はどのような委託なのか、作ったところから定義が曖昧だった。

(杉崎会長)

指針の9ページに目を戻すと、「委託」との文言も似通った内容である。

(冨岡委員)

和光市が、市民と率先してやっているような見せ方をしているようにみえ、行政と一緒にやっていることをアピールしたいように見える。そのため実態がないのではないか。

(塚本委員)

率先して地域が実施しているときは協働型委託と言いがすが、市民がパワーを持ってくると市としては通常の委託にしたいのではないか。協働型委託と通常の委託が混在している場合、通常の委託をしている人にとっても、協働型委託をしている団体に対し、なぜ市役所と仲が良いのか、と不平等さを不満に思う可能性があり、協働型委託を知らない委託をする側がいるのも問題なのではないか。

(杉崎会長)

あり得るのは新しいことをやるときは相談しながらどういうことをやろうか話し合うが、ルーティンになってくると、仕様書を作るところからいちいち相談しなくなる。仕様書は既にできており、前の年と同じ内容を踏襲する。そのため意見し合ったり、振り返って検証するやり取りがなくなってくる。

(森田副会長)

活動の振り返りは担当を交えてやっているが、仕様書は仕様書でルーティンになる。一緒にやっているような形になっており一緒に考えるような体制はできているが、契約は委託となっている。

(塚本委員)

社会福祉協議会でも契約を何年もやっている、担当が変わる際は前年度の資料を確認する。その書類がただの委託となっている場合、文字として残っていないと協働型委託とは気づけない。

(森田副会長)

市民側も同じように代替わりしている。

(杉崎会長)

想定される事例は施設管理だけではなくソフトな事業もある。今回は文言を残すが次回は実態を含めることとする。

(森田副会長)

協働事業提案制度から立ち上がった事業は基本的に協働型委託である。事業は単発の1年のみだが協働型委託は残っているのではないか。

(事務局)

協働指針15ページの星がついた事業は現状で継続している事業である。

(杉崎会長)

現在も協働型委託となっているかはわからない。本日は他にも議論する内容がある為、今後今件を議論することにする。協働型委託については良い話のため、上手く活用していく方向でどういう課題がありそうか、今後話し合いたい。

(森田副会長)

お互いに協働型委託となれるよう理解していることが大事である。

(杉崎会長)

制度上は契約のところに文言を入れられるか、『提案は〇〇に基づく協働型委託です』と入れられるかどうかだ。あとは契約に関する書類は話し合いながらつくるプロセスを入れ、振り返りをする。負担にならぬようより良い関係をつくる。指針に書いてある「協働型委託」は内部資料だが財政課マニュアルにも記載がある。どのように協働型委託のことを説明しているか。

(事務局)

財政課「業務委託ガイドライン」の中で『業務委託に当たっての判断基準』の一つに『協働型委託の検討』が掲載されている。読み上げると『市民の有する専門的な知識経験を活かすことにより多様なサービスの帝京が期待できる業務、又は地域コミュニティの醸成など地域福祉の向上に結びつく活動が期待できる業務については、経費の節減など委託で得られる効果だけで判断することなく、和光市協働指針に基づいた協働型委託を検討することとします。なお、協働型委託の導入に当たっては、制度の排他的側面により業務

自体が特定団体の既得権益となることのないよう十分に留意することが必要』との記載がある。また先程森田副会長も仰っていたが、検証についての掲載があり『委託効果の検証と業務内容等の見直し』の中には『また、協働型委託による業務については、当該業務に求められた協働の効果についても検証します』とある。

(杉崎会長)

今の部分の抜粋で構わないので、次回配ってほしい。

(事務局)

内部資料だが、委託を出すときに基準チェックシートがある。専門性など基準がある中で協働型委託にできないか、というチェックがある。協働型委託ができるようであれば実施するようにとチェックシートもある。

(森田副会長)

協働指針にマニュアルの部分を掲載できると良い。

(杉崎会長)

協働型委託の場合は業者選定の仕方が随意契約になっても良い。随意契約にできるメリットがある。これは比較的説明しやすい。

(事務局)

通常は競争させるが、ガイドラインでは『費用節減に拘らない』と説明が記載されている。

(杉崎会長)

市民団体や地域の人たちに委託をする場合は積極的に協働型委託にしてくださいと強めに言っても良いのではないか。

(森田副会長)

地元市民がボランティアで長年やってきたことが、非常に行政の中で重要なものとなり継続していくべき事業となった段階で、急に外から業者が『安くできる』と入ってきたりして、今まで自分たちで実施してきた人たちの思いが踏みにじられ、市との関係が悪化した。そういうことがないわけではない。そういうときに、費用削減に拘らないことも大事にしましょうというのは今マニュアルの言葉を聞いて理解した。市民の側もこういう市役所の人たちの思いがあって私たちと協働しようとしているということだと理解した

が、そのあたりのことを書き含んだ方が良い。

(杉崎会長)

もう少し盛り上がりたいところだが議題があるため、次回は制度の運用をしていくために庁内で周知する点について話し合う。次回運用状況、契約状況を確認し、ガイドラインの抜粋を紹介いただきたい。

(事務局)

他の訂正に関しては文言の訂正等のため、特に協働型委託のような意見は無い。

協働型委託の調査をし、公共施設だけになってしまっている部分など、付け加えたほうが良いか。

(杉崎会長)

今までこのままの文言で記載されているため、これがふさわしくないという議論は次回の指針改定のときにしても良い。書きっぷりを含めこうしたほうが良いという流れの方がすっきりする。大きな流れでいうと、協働型委託は制度としてあるが、上手く運用されていない。そのためどうしたら良いかという話を次回2回目の会議で実施し、年度末には市長に対する報告が要するため、直さなければいけないとなる。次の改定の際は、財政マニュアルとセットでの議論になるかもしれない。財政マニュアルも書き換えてもらって、事務局としては「こんな制度がありますよ」と1枚作るなど、庁内に周知することを実態として進めてもらい、次の会議の時には実態を踏まえて直す方が良い。生かすためにどうすべきか、指針では慌てず丁寧に進めれば良い。

(事務局)

一番足りていないのは周知だと考える。ガイドライン上に掲載されていても見たときに職員が理解していない可能性がある。

(杉崎会長)

協働型委託の想定される事例を、別に事例の違いはあまりないとして一つにすることを書くともた調整が必要である。施設管理を地域で安くやるように読み取れてしまう。今回はこれでいき、今のこの中でできることで次回進めていく。

《6 協働指針 概要版について》

(事務局)

協働指針について、今回新たに概要版の作製を考えている。協働指針本編は職員向けの

色が強いため、概要版は対市民向けのもので、お渡しする対象としては、市民活動団体の皆様、市民活動に興味を持っているが、まだ活動をしたことがない方、若者等をイメージしている。協働についてぱっと見て理解できるような、わかりやすいものになると良いと考えている。現在 A4 サイズを二つ折りにしたサイズで表裏フルカラーのものを 500 部予定し、予算は 66,000 円とっているが、枚数、サイズ等は予算の範囲内であれば変更は可能である。各公共施設やわこらぼまつり等にて配架、配布を考えている。資料に概要版の叩きを用意したが、そもそもどのようなものが手に取ってもらえるか、どのような内容や写真を掲載したら良いか等、具体的な話し合いをお願いしたい。皆様のご意見を参考に、今年度の完成を目指している。

(杉崎会長)

そもそも必要かどうかも含め、どうしたら良いかアイデアをいただきたい。

(森田副会長)

協働指針は本来市役所の職員向けであるが、当初の協働指針案は、元々役所の中で勝手に書かれて提出されたものであった。そういうものではないでしょうということで、私たち団体が参画していった。いくら市民が納得できる形で行きついたものである。興味のある人、市民団体に協働指針として出す内容といっても良いと思うが概要案に『主人公はだれ?』とあるが、これは役所の考えであり、誰とでもパートナーシップでやっていくことを考えているが、和光市に住むすべての人だとこの記載だと市外の人を対象外と思えてしまう。

(杉崎会長)

いちいち記載すると様々な論争を巻き起こす可能性がある。「和光市を良くしたい人」程度の記載で良いのではないか。そもそも誰のために言っているか。

(塚本委員)

何をしたいのかわからないのが正直な感想である。渡されても市民の人に読んでみてはどうか、と渡すイメージができない。

(富岡委員)

そもそも行政としての最終的な目標はどこか。協働の対象を増やしたいのか。どこを目的としていて、協働というものを知ってもらいたいだけなのか。『こういうことをできますか』と聞いてくる人を増やしたいのか。最終的なゴールはどこか。活動舞台を増やしたいならそこがターゲットになるし、スタート地点をどうしたいのか、それに対しツールと

して使用するものだと思う。良いことをやっているということは伝わるが、自分ならこれを見ても、未だに協働が何か理解していないし、何のメリットがあるかわからず、市と協働をやりたいとはならない。市の大事なものとして商品を買ってもらえるような形にした方が良い。最初から市の職員と組むと、経験上市のサポートは1～2年は厚いがその後は薄くなり、やる気がなくなり体力がなくなることが多かった。どういうふうに最終的に持っていきたいのか教えてほしい。

(事務局)

ゴールの設定については難しい課題である。どこまで広げればいいのかも手探りでやっている状況である。協働推進センターも普段使用している人は同じ人ばかりで広がっていない。わこらぼまつりを実施しても、なかなか横の広がりも広がらないところがある。難しいところだが、今後団体は増やしていかなければならないということで考えてはいる。しかし市がサポートを全て手厚くできるかと思うようにはいかないところもある。

(杉崎会長)

具体的にどういう市民にどういうことを知ってもらいたいのか。地域のために何かやりたいのにどこにいけば良いかわからない人なのか、既に仲間を作って活動をしている人なのか。こんな応援をしてもらえるなど、相手によってほしい情報は異なる。寧ろ職員向けを作って、市の職員に協働指針について知ってほしい。職員にとって協働とは何かは大事だが、市民にとっては重要ではない。市役所は、市との協働が協働の中心と据えているのか、または得意技の違う人たちが組むことが面白いことを伝え、NPOと町内会などの協働の捉え方をするかでも伝え方が異なる。

(富岡委員)

協働するメリットがわからない。先程お金の話がでたが、市ではお金がないとはっきり言ってもらった方がありがたい。そうすれば自分たちで集めなくてはならないとなるし、市役所としてどういうサポートができるのかを明記してほしい。市は情報提供だったり、場所の使用許可を出す施設だと認識している。市民団体だけで実施するよりは市が絡む方がやりやすい。和光市は場所が限られているため、使える場所など掲載し、協働の良さを載せる、であれば理解ができる。概要案は自己満足感が強く出ている。市職員に向けてならそれでもありだが、市民に対して発行するものだと、市民は何を選んでどのようにアプローチするかなど、欲しい情報は何かのか考え掲載した方が良い。今の案は、色々な要素が詰まりすぎて内容がふわっとしすぎている。情報が薄っぺらい。

(塚本委員)

協働がしたくて何かをしているわけではない。何かをするための手段としての「協働」である。協働がしたいわけではなくて、何かやりたい人のきっかけの一つとして協働するならありではないか。どこで相談するかわかれば良い。それに合わせて色々な団体と相談し「一緒にコラボレーションすることを協働というんですよ」なら協働も理解できるし、自分たちのやりたいことが前に進むようなきっかけになる。それならば市民向けとしてありである。

(杉崎会長)

受け取る側がおいしいと感じ、引っかからないといけない。まちを良くしたい、と思っている人の入口になるようなものであれば良い。

(富岡委員)

結果「協働」になっている方が良い。

(杉崎会長)

入口で市と協働しませんか、と言われても中々難しい。塚本委員もその一例だが、しているところはしている。

(塚本委員)

活動の目的は本人たちがやりたいだけである。自身の経験でも、駄菓子屋をやっていて社会貢献をして凄いとされるが、こちらはやりたいだけである。社会貢献しているわけではない。

(森田委員)

市内でもガイドラインをつくることはあるが、市民に伝えることがあるから皆にわかりやすいものを作るという流れである。協働指針の対象は市の職員であるから本来概要版も市の職員向けになる。

(塚本委員)

概要版を作って対象が変わるのはおかしい。

(杉崎会長)

職員向けの概要版は必要だという話はある。しかし指針を啓発しても仕方がない。

(富岡委員)

市職員向けに作ったとして、市職員に協働指針を周知したという、アピールのために使用するのか。

(事務局)

担当の考えでは、新しい団体を集める意図として今回は外向けの内容を考えている。皆様の意見を聞き、概要版としての作成は異なるのではないかと考えている。

(塚本委員)

いっその事、協働指針のダイジェスト版の文言は止め、協働を広めるため、あるいは色々な地域でも協働ができる環境があることを伝えるために「やりたいことができるのが協働推進センター」などとPRした方が市民向けである。

(杉崎会長)

事務局が言う方々をターゲットとするのならば、出し方としてどんなことができるかを記載したり、『まずは6階交流スペースに来て』とうたった方が良い。市がどんなことを応援してくれるのか、わくらぼがどのようなことをしてくれるかも含め記載しすると若干お得感が出るのではないか。どこに置くのか、どうやって配るかの問題もある。

(富岡委員)

情報があつた方が良い。概要案に記載のある事例集は、自分たちがやろうとしていることに近い等、わかりやすいため良い。これもまた協働で作れば良いのではないか。

(杉崎会長)

予算の取り方としては協働指針の市民向けのため、どこかに小さく『和光市は協働指針を作成している』と記載することが良い。なぜ配布しているかということを理解できる方が良い。

(事務局)

指針の概要版については予算をかけなくても職員向けとして作成できるため、周知として実施するとして、外に配る予算を組むことをすると、別の形にしたほうが良いのかと意見を聞き考えている。内容について、塚本委員と富岡委員から、普段事業をされている方面より知恵をいただきたい。

(森田副会長)

協働指針をメインにするのではなく、「みんなをつなぐ ワクワクふるさと和光を目指して」をメインにしたら良いと思う。

(富岡委員)

何かやりたい人向けのサポートパンフレットにしたら良い。

(杉崎会長)

わこらぼメニューで、それ以外でも例えばボランティアセンターなど、こんなところも使える、ということが掲載できたら良い。見開きを協働推進センターの案内にしたら良い。

(塚本委員)

例えば〇〇君がいて、推進員が応えるような、困ったことに対する Q&A でセンター内容を掲載してはどうか。

(富岡委員)

まずはデータを作ると良い。今回実施した商工会のイベントでも、データ配信を有効活用させ、予算を半減することができた。デザイン、内容はいつでも必要な時に SNS 等で流せるようにお金をかけたほうが良い。印刷は時代ではない。

(杉崎会長)

pdf 版があれば展開できる。印刷は市内印刷で色紙を購入でもできる。

(富岡委員)

どういう情報があればこういう協働に参加できるか。事例集に関しては、自身はイベントやおまつりを多くやっているが、森田副会長は社会的に素晴らしいことをやっているから、他ジャンルでも事例を掲載できたら良い。

(杉崎会長)

基本はわこらぼを中心としてどういう相談できるなどリソースを得られるようにしたり、ここ以外の情報も掲載できたら良い。またこんな活動が実際にあり、最後に少し『和光市は協働を頑張っています』と入れる位が良い。

(富岡委員)

『こういうものが協働です』というような、実際協働の事例があると良い。初めからルールが出ているパンフレットには手を出さないし縛られたくない。結果これが協働であったという方が良い。

(杉崎会長)

入口にあると面倒くさいと思ってしまう。あまり説明があるよりはまずは飛び込んでもらった方が良い。

(富岡委員)

「概要版」ではないものを作った方が良い。市役所職員内で理解を進める場合は良いかもしれないが、市民向けには不要である。

(杉崎会長)

職員向けは協働型委託をどう庁内で知ってもらうかという話のときに何か必要になるという話になるかもしれない。次の会議にて話し合うかもしれない。

(事務局)

勉強になった。広めたいという考えの時点で、指針に従って作成しなければならないとなり、頭が固くなってしまうのが役所の考え方である。協働を広めたい意図で、今回配布した概要版草案のような形になってしまったが、今回良いご意見をいただいたため、それを踏まえて考え直すこととする。

(杉崎会長)

印刷し配架し完了と思っては駄目である。

(森田副会長)

例えばこどもの居場所を推進するときに『アドバイザー、共助仕掛人とかここにいますよ、何をしますよ』とPRにもなり得るため「協働推進員」が配置されていることは、記載したら良い。

(杉崎会長)

『協働推進員がいます』ではよくわからないため、『皆さんの色々な話を経験のあるスタッフがいて相談に乗ります』のように分かりやすいほうが良い。協働推進員をイラストで差し込み、コンテンツを記載するのが良い。今後は今回の話し合い内容を含んだうえで作成いただく。作成の途中で、委員からメールにて意見をもらいながら作成してほしい。

(塚本委員)

サイズ感については配布資料の A 4 半分のサイズが丁度良い。公共施設のラックの手前に置けばいい。

(事務局)

サイズに関しては拘っていない。

(杉崎会長)

どこに置くのかにもサイズ感は関わってくる。そもそも配架するかどうかを考えなければならない。

(森田副会長)

市民活動団体は比較的高齢層が多いため、印刷されたものは必要である。

(富岡委員)

こういうものを、何かしたくてうずうずしている人に届くよう配布しなければならない。実際にわくらばなど、登録してもらっている人たちに情報を届くようにしたい。ばらまきは意味がない。

(森田副会長)

コミュニケーションツールを作っていく。メーリングリストにて送る。発信を自分たちのツールで持たないと必要なところに届かない。

(富岡委員)

情報が欲しい人に届くようにする。4年間商工会にて SNS を利用し、地域で一番効果を発する SNS として、結果公式 LINE を選んだ。市民活動推進課でも協働をやりたい人が公式 LINE に登録してもらい、市役所の中でも何個も公式 LINE があって、情報が欲しい人たちに届くよう設定できれば、これとこれを登録しようと個人が選べ、イベントをやるにしてもイベントを目的にしている人に届くから人が集まりやすくなる。商工会の公式 LINE では現在登録者が 2, 0 0 0 人程度である。登録してもらうために、登録したらプレゼントを送る等行っている。今回その人たちに一斉に情報配信したことでイベント情報を聞きつけ来てくれた人もいる。今後手伝いや出店者募集の際、2,000 人になげることができる。情報が届くことが大事である。掲示板より効果がわかりやすく、告知に使用できる。

(杉崎会長)

昨年度のアンケートでも公式 LINE にて 286 件の回答を得られた。なかなか行政の意見募集で 300 近く集めることは大きい。次年度発信の場をつくる議論ができると良い。交流スペースは前回よりきれいになったが、今あるものを生かし切れていない。

(富岡委員)

商工会に YouTube ショートで収益化をした委員がいる。全部ショート動画にて収益化している。毎日一度は必ず動画を上げている。ショートなら編集もしなくて良いやり方である。

(杉崎会長)

デザイナー養成塾では、動画をスマートフォンで作成したが、団体が作った動画をシェアする方法は可能である。短い動画を挙げていくやり方をみんなでワークショップを試みるなどの場づくりはできる。事務局は拡散する仕事をする。来年度この議論ができると良い。交流スペースをどれだけ使ってもらえるかの方法を兼ねてそこに特化し、ついでに協働を取り入れるようなものを作るのが良い。

(森田副会長)

協働推進センターは交流スペース、協働推進員、貸出備品などメリットがある。

(田中委員)

基本的に Twitter など SNS から情報を得ている。自分の興味のあるイベント情報も SNS で知ったり、予約情報なども SNS で調べることが多い。せっかく市でも事業をしているのに情報が入ってこないのはもったいない。認知度を上げるためにもインスタグラムにて意図的に発信、拡散したり、気軽に思ってもらえるようにすれば違うのではないか。まわりでも、やりたいことはあるが、実際どこでできるかなど情報を得られずそこで辞めてしまうことがあると聞く。ハッシュタグ検索をしなくても収集できる発信方法をした方が良い。

(杉崎会長)

インスタグラムで「和光」と検索していくと和光の情報がどんどん入ってくる。

(森田副会長)

わくらぼでも SNS を持っているのか。

(事務局)

わくらぼでは YouTube、SNS だと Twitter、Facebook のアカウントを持っている。登録団体から情報を寄せていただきリツイート、シェアをしている。

(田中委員)

事業をされている方だと Facebook を使用しつながっている印象だが、個人だと辞めてしまった方が多い。若い人や、市の事業に直接的には関わりのない人にも興味を持ってもらうならインスタグラムや Tiktok にて間口を広げるのはどうか。

(富岡委員)

今挙げた SNS にもそれぞれの特徴がある。目的によって SNS を使い分けないと結果は得られない。インスタグラムは若い人が使用するが、本当に情報を届けられるかと言ったら情報を届けるには戦略が必要である。Facebook に関しても、一定層需要があれば使うべきである。和光市内に限り情報をあげたい、告知したいなら公式 LINE アカウントを活用し、Twitter やインスタグラムは市外に向けて周知したいときに使用することで力を発揮できる。結局物があっても使う人たちが駄目なら何の意味もない。ただやれば良いわけではない。何に対し使用するかによる。

(杉崎会長)

情報発信の支援を今後するなら SNS はやりやすいと思うが、実際どういうメディアを使っているかはわからない。上手く情報を流すことは大事だということを次年度話し合うことが良い。40 代より上の年代で、地域で活動している人は Facebook をやっていることがある。来年度の懇話会は早めにスタートを切りたい。

《7 その他》

(事務局)

今年度の懇話会は、第 2 回を 12 月、第 3 回を 2 月頃に予定しており、次回会議は 12 月 12 日（火）10 時～12 時、場所は 602 会議室を予定している。第 3 回は先進地視察を実施する予定であるが、どこか候補地はあるか伺いたい。6 階活用案としてできるところが良い。

(森田副会長)

社会福祉協議会の 3 階スペースはどのような感じか。

(塚本委員)

ボランティアをしたい人たちが来て情報共有や申込、ボランティア保険を受けている。印刷機などはなく、窓口がある。ボランティア団体に登録しても3階のスペースは使用できない。貸し室団体用の印刷機はあり、ゆめあい会議室1や2に登録している団体は使用可能である。市の地域共生推進課が3階の管理をしている。ボランティア団体に対する活動補助があり、プレゼンテーションしなければだめだが1年間3万円の補助を出している。

(杉崎会長)

スペースについて、空き家、空き店舗についてはかつて話し合った。事務局と事前に世田谷の「岡さんの家」が地域の空き家を使用し地域の人との交流をする場所として運用されているが、今この話題は関心の中心ではなくなっている。先進地視察については無理に行く必要もないため、保留で良いのではないか。パンフレットの話や、協働型委託の話、情報発信の話など議論することはある。広く市民活動を盛り上げるためにはという話を一度プレスト的にして良いかもしれない。

(塚本委員)

市民活動推進課の皆さんの活動が市の他課職員に伝わりづらい。社協の中でも地域福祉の対応に追われてしまい、なかなか会社の中で伝えづらいところがある。どうやったら他の部署に共有しやすいかとかを話していけたら良い。

(杉崎会長)

今回は協働型委託の話、リーフレットの話、そのあとは次年度以降こういうことが大事ではないとか、項目出しをすることとする。居場所の話は前の期から話したが、具体的に場所がないと議論が進まない。その中で社会福祉協議会やボランティアセンターとの関係でこちらがどういことができるか等、議題はありそうな気がする。3回目は無理に視察には行かない。他に議案はあるか。

(事務局)

昨年度はスペースについての話し合いで、まずは6階交流スペースを使い易く利用してもらえる場所にしよう話し合いを行った。場所の配置換えをしたため、終了後にお立ち寄りいただきたい。

《8 閉会》

第1回協働推進懇話会を終了する。

以上
